

# 定年延長で互助事業はどう変わる??

積立年金事業

互助年金事業

医療互助事業



## 積立年金事業

### ○現職中で加入を検討している…

令和5年度から年齢制限なく、互助会正会員であれば、どなたでも2月の新規加入募集時に申込ができるようになりました。ただし、いくつか制限がありますので、詳細は2月に配付するパンフレット等に掲載いたします。

### ○すでに積立中で、退職後に年金受給者になる…

受給コース「終身年金」は令和6年3月31日までの退職者を以って、新規受付を停止します。令和6年4月から、新たに長期間給付される「給付期間:30年」を設けます。

## 互助年金事業

低金利時代が続く中、大部分の取扱銀行や他県の互助団体が互助年金制度を終了しています。東京都教職員互助会の互助年金事業は、昭和52年に開始以来、多くの退職者に加入いただいておりますが、令和6年3月31日までの退職者を以って、新規募集を停止することになりました。

新規加入の受付は取りやめですが、既加入者への年金支給は引き続き行ってまいりますので、ご安心ください。

※「互助年金事業」は現職中の積立はありません。

## 医療互助事業

「医療互助事業に加入して積立ができる年齢」(改正前は50歳)や「退職後に特別会員になれる年齢」(改正前は50歳)などについては次ページを参照ください。

# 医療互助事業について

＜改正前＞ 医療互助事業は、現職時、50歳（年度末年齢）までに加入をして積立をします。そして、50歳（退職時年齢）以上で退職をしたら、積み立てた額を加入納付金に充てて「特別会員」になると、一生涯、退職後の医療費に対して療養見舞金が給付される制度です。（医療費の全てを給付するわけではありません）

定年延長によって令和6年4月1日からは  
このように変わります

## ① 現職時、医療互助事業に加入できる年齢（加入限度年齢）が変わります。

●当該年度の「定年年齢-10歳」が現職会員に加入できる最終年齢になります。

現行	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳
----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

令和6年度	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳
令和7年度～	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳
令和9年度～	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳
令和11年度～	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳
令和13年度～	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳

令和6年度に限っては加入限度年齢を52歳（昭和47年4月2日生～昭和48年4月1日生）とします。

昭和51年度に生まれた方は、令和13年度が現職会員に加入できる最終年度です。

現職会員加入可能

## ② 退職後、特別会員に加入できる年齢と療養見舞金の給付開始年齢が変わります。

加入要件に変更はありませんが、これまで50歳であった特別会員加入の最小年齢等は、定年延長に合わせて2年毎に引き上げとなります。

※定年延長となる方は退職時まで現職会員を継続しますので、60歳で特別会員に切り替わるものではありません。

●特別会員になれる年齢は、当該年度の「定年年齢-10歳」となります。（退職時の年齢）

●療養見舞金が受け取れる年齢は、当該年度の「定年年齢-5歳」となります。（誕生月の翌月から）

現行	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳～
----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

R6.3.31～ R7.3.31退職	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳～
R7.4.1～ R9.3.31退職	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳～
R9.4.1～ R11.3.31退職	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳～
R11.4.1～ R13.3.31退職	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳～
R13.4.1～	～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳～

令和5年度末～6年度に退職した方は51歳以上であれば、特別会員に加入できますが、給付開始は56歳からになります。

当該年度の定年退職者の方は、特別会員加入と同時に給付開始年齢となります。

定年  
年齢

61歳

62歳

63歳

64歳

65歳

特別会員加入不可（本人会員のみ）

特別会員加入（但し見舞金給付停止）

特別会員（見舞金給付あり）

## ③ 加入納付金はどうなるの？

これまで加入納付金は、定年年齢である60歳を基準年齢とし、早期退職者には年齢間差額を段階的に増額し、基準年齢以上の加入者（配偶者や定年年齢が60歳以上の職種など）には年齢間差額を減額してまいりました。今後の加入納付金の基準年齢は定年退職の引き上げにあわせて2年ごとに改定をしていきますが、現在の特別会員のとの均衡を図るため、60歳時点の加入納付金の金額は改正前の水準を維持してまいります

令和6年3月31日以前に特別会員になっている場合は適用されないでござる！

